

## 荒尾漁業協同組合有共第1号第2種共同漁業権行使規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する有共第1号第2種共同漁業権（以下「有共第1号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定める事を目的とする。

（漁業を営む権利を有する者の資格）

第2条 有共第1号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その漁業を営む権利を有する者(以下「有資格者」という。)の資格はそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類	漁業の名称	資格
第2種共同漁業	あみ張網漁業	個人である組合員であること

- 2 前項の有資格者が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべきを定めた時はその者）が組合員となったときは、その者は前項に規定する有資格者とみなす。
- 3 組合長は組合に漁業権行使者名簿を備え、その資格を有する者の住所氏名、生年月日、その他必要な事項を記載しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整の観点からこの組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第3条 行使者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

（漁業の方法等）

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数の範囲内に於いて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。

ただし、組合長は理事会の承認を得て、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数、区域及び期間を制限することができる。

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ統数	エ 区 域	オ 期 間
あみ張網 漁業	杭を建てて網 を定置し、潮 毎に揚網する	制 限 せ ず	有共第1号の 漁場区域内	1月1日から 12月31日ま で

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、組合長は当該漁業に係る漁業の方法、統数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 組合長は、理事会の承認を得て、第2条第1項に規定する漁業について、当該漁業を行なう者の行使区域、行使期間その他行使の内容となるべき事項を定めなければならない。

(のり漁場での操業禁止)

第6条 第1種区画漁業のり支柱式養殖業を内容とする漁業権の漁場の区域内では第4条の規定にかかわらず、毎年9月1日から翌年4月30日までは有共第1号の内容となっている漁業を営んではならない。

ただし、組合長は理事会の承認を得て水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、この期間を延長し又は短縮することができる。

2 前項ただし書による期間の延長又は短縮しようとする場合は、組合長はこれを公示しなければならない。

(行政庁の処分等があった場合の措置)

第7条 法令若しくはこれに基づく行政庁の処分（海区漁業調整委員会の指示を含む、以下同じ）により第4条、第5条及び第6条に規定する事項を変更する必要がある場合には、組合長は直ちにその理由及び事項等を公示しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第8条 組合は、有共第1号の内容となっている漁業を営む組合員に有共第1号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を納入させることができる。

2 前項の行使料は、次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄の単位及びウ欄の行使料の額とする。

漁業の名称	単 位	行使料の額
あみ張網漁業	年 間	

- 3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第9条 有共第1号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事会の承認を得て当該組合員に対して当該漁業の全部又は一部の行使をさせないことができる。

- 2 有共第1号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、組合長は、定款の定めるところにより、総会の議を経て当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項が有する場合は、総会の承認を得て規約で定める。

(附 則)

この規則は有共第1号の免許の日から施行しその存続期間適用する。

経緯

総会決議 令和 年 月 日

認 可 令和 年 月 日